# 2050ゼロカーボンに向けて

# 長野県認定 建築物の省エネ改修サポート事業者 募集

長野県では、既存住宅の省エネ改修の促進を目的として、平成30年度に「建築物の省エネ改修サポート制度」を創設しました。この制度は、省エネ改修の支援に積極的に取り組む事業者を「省エネ改修サポート事業者」として県が認定し、住宅のエネルギー性能を簡易に診断できるツールを提供するとともに、省エネの専門知識等を有することをもって県が登録し、この認定事業者に所属している「省エネ改修アドバイザー」がインスペクション等の機会を捉えて、提供されたツールにより住宅の無料省エネ診断を行うとともに、必要な情報提供を行うことにより、省エネ改修を促進しようとするものです。

2050ゼロカーボンの実現に向け、それぞれの立場でできることを実践いただくことが重要です。建築分野においては、住宅の高断熱化の推進が必要であり、住宅の所有者へ直接提案でき、専門的な知識・技術を持つ事業者の皆様の取組が重要です。

本制度は建築物の省エネ改修に主体的に取り組む事業者を応援する制度です。多くの事業者の皆様が本制度に共感していただき、省エネ改修サポート事業者に応募していただきますようお願い申し上げます。

### 省エネ改修サポート制度の概要



# 省エネ改修サポート事業者の役割

省エネ改修サポート事業者の認定 を受けようとする事業者は、「建築物の省エネ改修サポート制度参加申込書」に次の書類を添えて、申し込んでください。

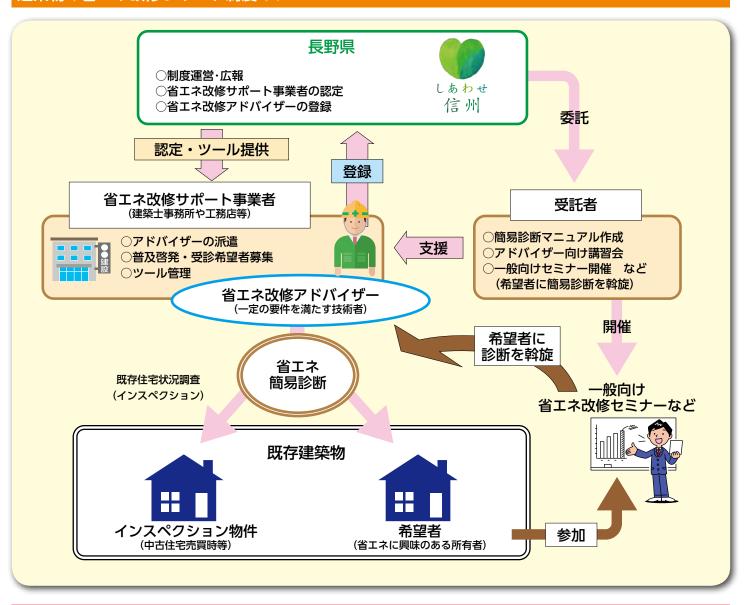
- ①省エネ改修アドバイザーの確保、指導・監督
- ②簡易診断の受診希望者の募集・受付
- ③建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイス・普及啓発
- ④県から提供される簡易診断ツールの管理
- ⑤県への活動実績報告 等
- ①法令の遵守等に関する誓約書
- ②申込者の事業概要がわかる書類(パンフレット、ホームページの写し等)
- ③建築物の省エネ改修サポート事業計画書及び監督する省エネ改修アドバイザー名簿
- ○認定にあたって、本事業を適切に進める上で必要な事項について、長野県と省エネ改修サポート事業者が協定を 締結します。
- ○認定された省エネ改修サポート事業者は、省エネ改修アドバイザーとともに長野県ホームページで公表されます。 (省エネ改修アドバイザー登録者として個人名を公表されたくない場合は申し出てください。)
- ○省エネ改修サポート事業者認定の有効期間は、認定日から令和6年3月31日までとなりますが、申請により認定の有効期間を更新することができます。
- ○過去に省エネ改修アドバイザー講習を受講された方が所属する事業者(認定の更新をしなかった事業者を含みます)も認定の申込みができます。
- 申 込 書 公益社団法人長野県建築士会事務局で配布するほか、長野県及び長野県建築士会のホームページ「建築物省エネ改修サポート制度」からダウンロードできます。

長野県ホームページURL https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kanishindan.html 長野県建築士会ホームページURL http://www.nagano-kenchikushikai.org/

省エネ改修アドバイザーの登録要件 長野県又は長野県建築士会ホームページをご確認ください。

- 申 込 先 長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室へ提出してください。
- 照 会 先 公益社団法人長野県建築士会 TEL 026-235-0561 FAX 026-232-2588 又は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室 TEL 026-235-7022 FAX 026-235-7491

## 建築物の省エネ改修サポート制度のフロー



### 建築物の省エネ性能簡易診断のイメージ

